

水道事業将来構想調査委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は水道事業将来構想調査委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、岐阜東部地域の水道事業が「持続可能で自立した安定供給体制の確立」を目指すため、県市町が協働で議論を深め、水道事業経営の将来構想について調査・検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は「岐阜東部水道事業経営改革検討委員会」において、「岐阜モデル」の創出と実現を目指すために提言された次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 地域水道ビジョンの作成による、水道用水供給事業と水道事業の広域的体制へ向けた取り組み
- (2) 危機管理の強化
- (3) 技術の継承
- (4) 民間的経営手法の活用
- (5) その他本委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は委員会において互選する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が疾病その他の理由により不在のときは、その職務を代行する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第7条 委員会は会長が招集し、その議長を務める。

2 会議は、年1回以上開催し、次の事項を議決する。

(1) 事業に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 規約の改正に関すること

(3) その他会議の議決を必要と認めたこと

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、第3条に規定する所掌事項の達成に必要な調査研究及び委員会の運営を円滑にするために作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営要綱は、別途定めるものとする。

(経費)

第9条 本委員会の運営に要する経費は、岐阜県及び受水市町からの会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費は別表2に掲げるとおりとする。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、会長が所属する事業体に置くものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年6月1日から施行する。

別表 1

(委員)

岐阜県水道企業課長
東部広域水道事務所長
多治見市水道部長
中津川市水道部長
瑞浪市建設水道部次長
恵那市水道環境部長
美濃加茂市水道部長
土岐市水道部長
可児市水道部長
坂祝町水道課長
富加町産業建設課長
川辺町上下水道課長
御嵩町上下水道課長